

令和7年第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況

開催年月日 令和7年3月11日(火)

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

員

答弁者 子ども応援社会推進監 野澤 めぐみ
 子ども政策局長 森 みどり
 子ども成育支援担当課長 中村 浩

質問要旨	答弁要旨
<p>一 子ども誰でも通園制度について</p> <p>(一) 試行における課題などについて</p> <p>モデル的運用で始められました「子ども誰でも通園」についてですけれども、保護者にとってのメリットはありますが、懸念されるのが、預かる側の施設の受け入れ体制が整っているのかということでございます。</p> <p>これまで道内自治体で行われてまいりましたモデル実施において、得ることが出来た効果と、浮かび上がった課題についてお聞きします。</p> <p>(二) 関係者の声について</p> <p>まさしくその通りなんですね。それが問題の根幹だというふうに思っています。保育士の配置と財政的な支援ですね。これがなければ、制度としてはうまく展開していかないだろうなと思っています。</p> <p>この制度は、月10時間を上限に、時間単位での利用ができます。生後6ヶ月から3歳未満までの未就園児童が利用できることとなりますが、制度としては、保護者にとって歓迎されるものかもしれませんが、親離れしていない子や人見知りをする子どもを断続的に違う大人や子どもの集団で過ごさせること、それが子どもの育ちにとって適切なのかどうなのかということでもあります。その都度異なる環境に置くことで生じるストレス、さらには情緒不安定や夜泣きなど、保護者にとっても心配なことがあることは想像に難くありません。</p> <p>一方、保育士にとっては、子どもの性格や既往症、癖や行動パターン、アレルギーなどを十分に熟知できない状況で、その都度違う子どもを受け入れながら、心地よい環境を作り出すのは大変なことでもあります。つまり、子どもだけではなく、保育士も緊張とストレスに晒されるわけであり、</p> <p>このたびのモデル的運用での保護者の声と、子どもの不安に寄り添う保育士の生の声はどのようなものがあつたのかお聞きします。</p> <p>(三) 都市部と地方との違い</p> <p>保育士や園の不安がないような答弁でありました。それだけでは、メリットだけで、デメリットがないというように道が受け止めているとい</p>	<p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>子ども誰でも通園制度についてであります。今年度は、全国で118自治体が国の試行的事業を実施しており、このうち、道内では8自治体を取り組み、保育所や認定子ども園など、30か所の施設において、令和7年1月末時点で、延べ2,800名の子どもを受け入れております。</p> <p>試行的事業を実施した道内の市町や事業者からは、事業の効果として、子育て家庭の育児負担の軽減や多様な経験によるこどもの成長への寄与等が認められる一方、円滑に取り組むためには、事業内容等に応じた保育士等を配置する必要があり、財政措置や体制構築が課題であると伺っております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>保護者や関係者の声についてであります。道では、今年度、試行的事業に取り組む道内8つの自治体全てを訪問するなどして、自治体職員や保育施設との意見交換などを行っており、利用した保護者の多くからは、同年代の子どもと関わる経験を通じてこどもの成長を感じた、利用をきっかけに気軽に子育ての悩みを相談することができた、子どもを預けている間リフレッシュすることができたといった声があると伺っているところで、</p> <p>また、事業に携わる保育士を始めとした施設職員からは、短時間でも子どもと密に関わることでこどものできるが増える、子どもを迎えにきたときの保護者の表情がとても明るい、こどもの成長を喜ぶ保護者の気持ちを共有することができるといった声があり、保育士等のやりがいにも繋がっていると伺っております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>子ども誰でも通園制度の役割についてであります。地域全体で連携して、保育人材を確保し、保育所等の機能を維持しながら、多様なニーズに</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
うように私は受け止めてしまうわけでありませう。	対応した保育や子育て支援サービスを提供して

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>保育士の有効求人倍率は全国で 3.54 倍で、全職種平均の 1.35 倍と比較すると高水準にあります。全国的にも深刻な人手不足となっています。</p> <p>保育士を目指す学生も少なくなりまして、保育士養成学校も定数割れが続き、募集停止や廃校の話も聞かれる昨今でございます。いわんや、保育士になっても地方で就職せず、所得が高い都市部に就職してしまいます。</p> <p>このような状況にあって「こども誰でも通園」の制度は全国で始まります。保育士が不足している都市部と、こどもが定員を割っている地方では、制度がどのような役割を果たすことになるかと認識されているのかお聞きします。</p> <p>(四) 無資格の保育者について</p> <p>まさしくこども園では、保育士不足のなかで配置など大変問題点を抱えているわけで、都市部と地方という形で考えると、今回モデルをやった品川区や山梨などではゼロなんです。この制度に手を挙げた方は。</p> <p>この制度の運用に当たっては、保育士不足を補うために、専門の資格を必要としない方も保育に携わる事が出来ることとなりますけれども、不祥事が起きた場合の責任の所在など、問題点はないのかお聞きします。</p> <p>(五) 保育士の確保について</p> <p>保育士の資格はないけれども、教員の資格は持っているというのは、幼稚園型のこども園でよくある話でございます。全くの素人に研修だけで良いとするのはあまりにも弥縫策ではないかと思うわけであります。</p> <p>現状の保育士不足は先ほどもお話ししたとおりでございますが、保育園の配置基準についてはやっと少しだけ前進がみられましたけれども、焼け石に水のような改正であります。その状態でさらに「こども誰でも通園」で、保育職場にさらなる負担を強いることになるのではないかと考えているわけであります。</p> <p>まずは保育の配置基準を大きく見直し、ゆとりのある保育を実現するのが先ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(六) 営利目的について</p> <p>それぞれの園や法人が独自に公定価格に加算しなければ保育士は集まらないわけで、その負担は園や法人が補うということになるわけでございます。今後、そういうケースが増えていくということになってしまうのではないかと危惧しているわけであります。</p>	<p>いくことは重要であり、保育所等の空き定員を活用したこども誰でも通園制度の取組は、人口減少地域における保育所等の多機能化に向けた取組に繋がるものと認識しております。</p> <p>また、国では、多様な主体の参画を認める観点から、適切に事業を行うことができれば、施設を限定しないこととしており、保育所等が不足している都市部などにおいては、地域子育て支援拠点での実施など、地域の状況に応じた体制整備を進めていくことが必要と認識しているところです。</p> <p>道では、こうした保育所等を巡る地域ごとの違いを踏まえ、こども誰でも通園制度の実施に当たっては、全国一律の制度とせず、保育士不足などの実情に応じて、開始時期や対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度設計にすることなどについて全国知事会を通じて国に要望しております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>こども誰でも通園制度の従事者についてありますが、国が定める基準において、従事者は、こどもの年齢に応じた配置基準が定められており、配置する職員の半数以上は保育士とされているところです。</p> <p>一方、保育士資格を有しない職員については、市町村が行う研修を修了することが要件とされるとともに、事業者は、職員の知識及び技能の向上のための研修の機会を確保しなければならないことが定められており、こうした研修等を通じて、こども誰でも通園制度の実施に必要な支援の質の確保が図られるものと考えております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>保育士等の配置基準についてであります。こども誰でも通園制度の実施など、保育ニーズが多様化する中、人材の確保と質の担保が課題であり、国は、昨年4月に、3歳児と、4・5歳児の職員配置基準を見直したほか、令和7年度からは新たに、1歳児の職員配置を現在の6対1から、5対1以上に改善した場合の公定価格上の新たな加算措置を設けて、改善を進めることが予定されております。</p> <p>道としては、こうした国の動きを注視しつつ、引き続き、1歳児の配置基準の早期の見直しや、多くの保育所で基準を上回る保育士を配置していることなど、保育現場の実情を踏まえた公定価格の設定を国に要望し、保育士の負担軽減とこどもの安全安心な保育環境の整備を進めてまいります。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>事業者の認可等についてありますが、こども誰でも通園制度は、令和7年度から、児童福祉法における乳児等通園支援事業として、市町村による認可事業となり、市町村は、国が定める基準に基づいて条例により認可基準を定め、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて、事業者の認</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>また、この本格的に実施された場合、無資格の保育者を雇用した保育の市場化、つまり営利を目的として利用者を集めるという事業者を認めることになるのではないのでしょうか。懸念がありますが、いかがお考えでしょうか。</p> <p>(七) 誰でも通園は福祉なのかについて</p> <p>年に1回の指導監査、さらにはそれも抜き打ちではない監査であります。保育所の登録もいくらかでも操作ができるということになります。これまでの福祉政策をみても、性善説だけでは人が良すぎるということに繋がっていきたくらうと思っております。</p> <p>誰でも通園制度については、初めてこどもを育てることによる不安、母親はどなたも経験することなのだろうと思っております。ましてや核家族が当たり前となった現状では、近くに子育ての先輩である様々なアドバイスをしてくれる母親も祖母もいません。こどもの扱いやまわりの母親とのコミュニケーション、公園デビューなど、考えても切りがないほど不安だろうというふうに思っております。その不安からこどもを虐待してしまい、そして嫌悪感に苛まれる事も少なくないと思っております。</p> <p>そこで、子育てから解放されることやサロンを利用した他の母親とのふれあいも子育てには必要と考えます。</p> <p>これまでの保育園は福祉の位置づけでしたが、こども園になってからは幼児教育も含まれてきました。そして誰でも通園制度は子育てに特化した母親対策が主流だというふうに思っております。もちろん、幼児が集団の中で社会性を育むなどの要素もあるかもしれませんが、それが必要であれば、常時通園がその答えだというふうに思っております。</p> <p>もはやこの制度は、福祉という概念で捉えるものではなく、いやその概念から幅が大きく広がっているのではないかと思います、ご見解をお聞かせいたします。</p> <p>(八) 保育の質の確保について</p> <p>月10時間ですよ。それでそのことができるのかどうかということは全く疑問であります。子育ての不安は子育てサロンが準備されています。こどもの成長を促すために、こどもを不安にさせてはいけません。月10時間では、4回で考えれば、1週間で2.5時間です。1回2.5時間で、次までに期間が空くということになります。虐待は毎日こどもの観察をしていて発見ができるのではないかと思います。</p> <p>こどもだれでも通園制度につきましては、様々な懸念があります。なんと言ってもこどもは「物」ではありません。また、この制度を「こどもま</p>	<p>可を行うこととされているところです。</p> <p>認可後、市町村は事業者に対して、認可基準を満たしていることを確認するため、指導監査を行い、改善が必要な場合、必要な措置を採るよう勧告することができるほか、事業者が勧告に従わない場合、改善命令を出し、さらに事業の制限や停止を命ずることができる旨定められていることから、これらのことを通じて、事業の適正な運営が担保されるものと認識をしております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>こども誰でも通園制度についてであります、保護者にとっては、この制度の利用を通じて、保育士等に子育ての相談ができることや、一定時間でもこどもと離れて自分のための時間を過ごすことができることで、育児の孤立感や不安感、負担感の軽減・解消につながるほか、子育てに関する様々な社会資源を活用するきっかけにもなるなど、普段保育所等を利用していないこどもの成長を促すのみならず、保護者の支援という観点からも、意義があるものと考えられます。</p> <p>また、多くの未就園児がこの制度を利用することにより、これまで行政において把握が難しかった支援が必要なこどもや保護者を早期発見し、適切な支援に結び付けていくことができるなど、虐待の未然防止にも資するものと考えており、幅広い意義があるものと認識しております。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>こども誰でも通園制度の意義についてでございますが、児童福祉法上、一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者負担を軽減する必要がある場合に行う旨規定されている一方、本制度は、3歳未満の乳幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況把握や助言等を行うものである旨規定されており、こども家庭庁は、本制度について、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に実施されるものである旨説明をしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>なか」政策の一環として位置づけるには、少々乱暴のような気がいたします。</p> <p>月 10 時間程度という短い利用枠で「育児からのリフレッシュ」というのであれば、言葉は悪いですが「託児施設」であります。以前、皆さんに質問をしましたが、現状の「一時保育」と何ら変わりはありません。いやいや、保護者の子育て支援として位置づけるなら、月 10 時間というのではなく、現状の通園規制を緩和することが大事ではないでしょうか。</p> <p>少子化、女性の社会進出、育児への不安、リフレッシュ、これらを解消するには、通常に通園保育の方に利があると思いますけれども、お考えをお聞きます。</p> <p>再－ 1</p> <p>誰でも通園制度については、3 歳未満児が対象になります。3 歳になっても、未就園児であって母親のリフレッシュが必要であれば、一時預かりがあります。線引きは3 歳未満か3 歳以上かだけです。したがって、やっていることは同じであるわけであります。これは昨年度の第 1 回定例会でも、一時預かりと誰でも通園制度の違いは何なのかということで、皆さんともご議論させていただいたと思っておりますけれども、今回のモデルの試行、これについても、各保育園で境目がわからないというようなことがいわれているわけであります。</p> <p>最後になりますが、今回の子ども誰でも通園は自治体によっては実施しない場合もあります。その場合、全国を対象とした政策に歪みが出てくることになるわけであります。誰でも通園制度を利用したいけれども私の住む町では実施していない、どうして？という問い合わせに自治体職員はどのように答えるのでしょうか。</p> <p>政府は子ども家庭庁を設置して、子どもまんなか社会を実現するために、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉の向上を支援し、子どもの権利を護るために、子ども政策に強力なリーダーシップを発揮するという基本的な考えを示しているわけでありますけれども、対象である 3 歳未満児が一番の犠牲になります。その次に、園と保育士が犠牲になるわけであります。</p> <p>つまりこの制度は、未就園児、保護者、そして保育園が全て良くなければならぬ、三方良しの制度でなければ、この制度は成熟している制度ではない、未成熟な制度であるわけであります。</p> <p>子ども応援社会推進監は、早晚、厚労省にお帰りになられると思います。帰られるときは子ども</p>	<p>また、昨年 12 月の国の有識者検討会の取りまとめでは、乳幼児期のこども・子育て支援は、本制度だけでなく、伴走型相談支援、産後ケア事業、一時預かり事業を含む家庭支援事業等の様々な支援策を、ニーズに応じて組み合わせながら支援していくことが重要である旨指摘をされております。</p> <p>国は、令和 8 年度からの本格実施に向けて、利用時間や、給付化に伴う公定価格の設定、従事者に対する研修の在り方など、引き続き検討していくこととしているため、道としては、こうした国の動きを踏まえつつ、道内の実施状況を市町村や保育所等へ情報提供するとともに、今後とも、全国知事会とも連携しながら、市町村や施設が円滑に取り組めるような制度設計を国に要望するなど、道内の安定的な制度の実施に向けて取り組んでまいります。</p> <p>【子ども応援社会推進監】</p> <p>子ども誰でも通園制度でございますが、この制度は、令和 6 年の児童福祉法改正で新たに法律に位置付けられており、3 歳未満の乳幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況把握や助言等を行う事業であると規定されております。</p> <p>そして、令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施されるということで、こどもにとって一定の権利性のある仕組みとして動き出すものと考えております。国においては、8 年度に向けて、利用時間や公定価格の設定など、詳細な制度設計をしているところであると承知しております。</p> <p>道といたしましては、引き続き、道内市町村や保育関係者と協議しながら、国に対して必要な要望を行うなどしながら、本制度が、法の趣旨に則り、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境の整備に資するものとして、保育の現場で機能するよう取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>家庭庁のほうに行かれることになるのかもしれませんが、一番の解決策はこども園のハードルを取り払っていくことであり、入園希望があれば条件なしに未満児から就学前のこどもをこども園で預かることではないかと思います。</p> <p>過去には保育に欠ける子、保育が必要な子、そして今では誰でも通園と変わってきました。であれば、ハードルをもっと下げていって、普通のこどもたちがちゃんと就学前まで通える制度にしていくことが必要だと思います。そのことが女性社会進出の後押しにもなるのではないかと思いますので、ぜひ本省でのご検討をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>コメントがあればお聞きしますが、なければこれで終わります。</p>	